

梅光学院大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

梅光学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、梅光学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、開学以来のスクールモットー「光の子として歩みなさい」を踏まえ、大学学則第1条と大学院学則第1条に簡潔かつ明確に示され、大学案内やホームページを通じて学内外に周知するとともに、入学式の式辞等で役職者がわかりやすく話し、学生や教職員の理解と支持を得ている。「地方都市の小規模ミッションスクール」としての特性を生かした親密な人間関係の中で、「関門学」の授業など地域に根差した教育を行っている。平成27(2015)年度から2学部3学科を文学部人文学科の1学科に統合するとともに、社会人基礎力の育成を目指す「B-Power」の設定やPBL(Problem Based Learning)型の授業「梅光プロジェクト」など時代のニーズに応じた教育改革を進めようとしている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを募集単位ごとに定め、入学者募集に関する各資料やホームページなどで周知している。入学定員未充足の状況にあったが、入試制度や広報活動等の改善によって回復してきた。教育課程はカリキュラムポリシーのもと体系的に整備されている。シラバスは適切に作成され、単位認定等も厳正に行われている。学生FD(Faculty Development)や新生オリエンテーションは、学生が積極的に参画し、教育改善の実を挙げるとともに学生自身の成長の場にもなっている。学生サービスも適切で、特に「学生支援コンシェルジュ」を設置し、学内を巡視して不安を抱える学生に積極的にアプローチしている。教員は適正な人数が配置され、採用や昇任は規定に基づいて行われている。教授能力の向上のために、「授業力向上研修会」が開催されている。また、施設・設備は適切に整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法令と寄附行為等諸規定に基づき適正に経営され、大学の使命・目的の実現に継続的に努力している。教育情報と財務情報はホームページに公開されている。各学校の長が理事に就任するとともに、理事会のもとに常任理事会や「学院運営会議」を設置し、日常業務の確実な遂行と戦略的意思決定が可能な体制を整えている。大学には「大学運営会議」等を設置し、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整えている。業務執行体制としては統轄本部のもとに事務組織を整備している。また、職員を外部研修に積極的に派遣している。財務については中期計画を作成して収支の計画的な改善を進めており、会計処理は監査を含め適正に実施されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、大学改革の一環として平成 24(2012)年度から従来の委員会制度を改め、学長主導による担当責任者制のもとに行われている。年度末に部署ごとの自己点検・評価が行われ、次年度の改善につなげるとともに、その報告に基づき業務総括という形で大学としての自己点検・評価を行っている。また、「大学運営会議」等で情報の共有を図ることが、データに基づく自己点検・評価にも資するものとなっている。平成 25(2013)年度には PDCA サイクルの研修を行い、平成 26(2014)年度の目標を設定した。

総じて、建学の精神に基づく大学の教育目的と社会的使命を定め、法令を遵守し適正に教育が実施されている。今後は、長期的に経営基盤を安定させるとともに、教育の質の一層の向上を図り優れた人材を送り出すことにより地域社会の発展に貢献することを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

梅光学院開学以来のスクールモットー「光の子として歩みなさい」を踏まえ、大学の使命・目的は学則第 1 条に「キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、愛と奉仕に生きるよき社会人を育成すること」、また大学院の使命・目的は大学院学則第 1 条に「キリスト教の信仰に基づく人間形成を教育の基盤とし、専門の学術的理論及び応用を教授研究し、その真実を究めて、文化の進展と人類の福祉に貢献すること」と簡潔かつ明確に示されている。また、学科ごとの教育目的は、「履修規程」に簡潔に明示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、「神の御加護と地域の方々の暖かい御支援（梅光学院教育宣言）」に感謝しつつ、平成 26(2014)年に「下関開学百年」を迎えた。下関を基盤とする「地方都市の小規模ミッションスクール」として、その特性を生かして「梅光ファミリー」と呼ばれる教育コミュニティを形成するとともに、「関門学」の授業など地域に根差した教育を行っている。大学の使命・目的を定める学則第 1 条と大学院学則第 1 条は、いずれも学校教育法第 83 条に照らし、大学の使命・目的として適切である。

これまでも積極的な改組を進めてきたが、平成 27(2015)年度から 2 学部 3 学科を文学部人文学科という 1 学科に統合するとともに、社会人基礎力の育成を目指す「B-Power」や PBL 型授業「梅光プロジェクト」の設定など時代のニーズに対応する教育改革を進めようとしている。

【改善を要する点】

○大学院における人材養成等の教育目的について、研究科又は専攻ごとの定めが学則等にないので、大学院設置基準第 1 条の 2 に基づき改善が必要である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員・教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の策定並びに改定に当たっては各機関で適切に審議されており、役員・教職員の理解と支持が得られている。改組については教職員も積極的に参画している。使命・目的及び教育目的は、大学案内・学生便覧・ホームページなどを通じて学内外に周知するとともに、入学式の式辞等で学長など役職者が学生や教職員にわかりやすく説明している。

18 歳人口の減少という困難な状況の中、中期計画を策定し大学の使命・目的を実現すべく教育と業務の改善を図っている。また、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーは、大学・大学院とも学科・専攻ごとに教育目的を踏まえて作成し適切に発信している。

教育研究組織は、大学の使命・目的を実現するにふさわしく適切に整備されている。ことに建学の精神に基づく教育を推進するために、「キリスト教教育センター」を設置してい

る。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを募集単位ごとに設定し、ホームページや入学者募集に関する各資料に「入学時に求める能力・適正・関心・意欲」「求める学生像」「本学入学までに身につけておくべき教科等」等と記載し公開している。

入学者選抜は、学部では AO 入試、推薦入試、試験入試（個別試験・センター利用入試）、外国人留学生入試等を行っている。募集要項に各選抜方法の趣旨や内容が詳細に記載されており、アドミッションセンターが中心となって適切な体制のもとに運用されている。収容定員充足率が低い状況であったが、入試制度の改革や学生生徒等納付金、広報活動などの見直しに即時に対応し、改善の成果が認められる。

【参考意見】

○国際言語文化学部英語英文学科の収容定員が未充足であり、平成 27(2015)年度から学部改組を決めて改善を図ろうとしているが、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学則において教育課程の基本構成を定め、学部・学科・学年ごとに教育課程編成方針をカリキュラムポリシーとして定めている。大学院も学位授与方針を見据えたカリキュラムポリシーをホームページに掲出している。

カリキュラムポリシーに基づいて、体系的な教育課程を編成している。各学科の教育課程は、教養科目と当該学科の教育目的に応じた専門科目から構成されている。教養科目においては聖書に関する授業を取入れている。また、社会人養成教育として「B・Power」という社会人基礎力を掲げて講義や実習を試みている。

外国語スピーチコンテストや外国語劇、模擬授業など学生の学修成果が「見える」機会を作り、カリキュラムを確実に習得させる工夫がみられる。また、語学留学制度を充実させ、中国の青島大学との間でダブルディグリー制度を設けている。

【改善を要する点】

○1 年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないことについては、改善が必要である。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

チューター制度を実施して全学生への個別面談を行い、大学生活や卒業後の進路を含め細やかに相談に応じ学修の支援を行っている。また、チューターによる個別面談のほかにも、授業を4回以上の欠席している学生に警告を出すなど、中途退学者や休学者などを減らすよう努力している。

学修及び授業支援に関する学生の意見収集は、年度末に実施される学生アンケートやチューターによる個人面談等から行っている。また、オフィスアワー制度を全学的に実施し、「学習支援ボランティア(語学関係)」「学習支援員(ノート・テイキング)」による学習サポートも実施している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各学部・研究科の「履修規程」において、単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用している。2年次から3年次への進級要件は学部・研究科の特性に合わせた単位数としている。シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準を全ての科目について示している。

他大学等での履修を一定の範囲で修得単位として認めることは、学則に明記しており、これは留学する場合にも適用されている。また、授業科目以外で語学等の検定試験で資格を取得した際には、授業科目として単位認定する場合もある。

GPA(Grade Point Average)については、試験運用の段階であり奨学生の選考に活用したところであるが、来年度からの新学部入学生から本格的に活用する予定である。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援センターを設置し、教員やキャリアカウンセラーの資格を有する職員でキャリア支援サポートグループを組織し、大学としてのキャリア教育のあり方や就業支援に関して協議している。キャリア支援関連授業科目を1年次から開講し、3年次まで体系的なキャリア教育を行っており、教育課程の内外で、キャリア教育・就職支援活動を多様に展開している。自宅のパソコン又はスマートフォンを使ってSPI（総合適性検査）と一般常識のドリル学習ができるeラーニング教材「梅ドリル」を大学が用意し、全学生に提供している。

学生有志によって運営される「合同企業説明会プロジェクト」、インターンシップを含め、地元企業やハローワークと連携した説明会や相談会の開催、各種就職支援対策講座の開講、学業奨励金を付与してモチベーションを高めるなど、将来職業的に自立できる力を学生に身に付けさせる指導をしている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生自身の出席状況、シラバスの利用状況等の受講姿勢や授業内容、方法、進度等の授業に対する評価についての「学生による授業評価アンケート」を毎学期行い、その結果を集計し、各授業担当者へ報告することにより、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。授業評価関係資料は、学生、教職員が自由に閲覧できるように図書館で公開している。「職業に直結したスペシャリストの養成」という明確な目標を掲げ、免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援センターを設置し、学生サービスを行っている。教員と学生支援センター職員による学生支援サポートグループがある。定期的に学生代表と会議を開いて学生の意見・要望を聞く努力がされている。自宅通学が難しい学生のために女子学生寮を設置し、外国人留学生支援のために国際交流室を設けている。保健室には保健師が常駐し学生の健康管理をしている。相談が必要な学生のために、「学生支援コンシェルジェ」や臨床心理士の資格を持つカウンセラーが対応し、支援が必要な学生には学習支援員が必要に応じて支援を行っている。

「ハラスメント防止対策委員会」は、ガイドラインを設け、投書箱の設置、相談窓口の連絡先の掲示を通して、学生からの相談等を受付けている。独自の奨学金制度を設け、各団体や学校法人の奨学金の情報提供を行い、学生に対する経済的な支援を行っている。クラブ・サークルについては学生支援センターが学生の課外活動への支援を適切に行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準を上回る専任教員を配置しており、学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用は、原則として公募で行い、研究業績や教育研究業績等を書類審査、面接と模擬授業の評価によって、適切に行われている。教員の昇任についても、規定に基づき適切に行われている。

学長主導のもと「大学運営会議」がFD活動の推進母体となっており、授業改革のため、いわゆる研修会だけでなく、「授業力向上研修会」としてワークショップ形式で授業力を向上させるようにしている。また、教養教育実施のため、「梅光 commons」という形で、方針を明確に示している。外部研修、資格取得のための奨学金を設定しており、学術研究、学術図書出版に対しての助成もある。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準上必要な校地等の面積は充足しており、教育目的を達成するための運動場、校舎、図書館、博物館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等も整備されている。施設・設備の保守については、営繕担当者による日常点検整備の他、専門業者にも委託している。昨年度から補助金獲得により ICT（情報通信技術）化を進めている。図書館は、およそ 33 万冊に及ぶ蔵書を有しており、かつ、3481 種類の学術情報資料を確保している。平日は午後 7 時まで開館し、図書館を十分に利用できる環境を整備している。学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映させている。授業を行う学生数を適切に管理している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為や学則等で定め、また日々の行事等を通じて表明をしている。諸規則を整備し、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、適切な運営を行っている。環境保全、人権、安全への配慮については、関連規定を整備し学生相談室・保健室を設置するとともに、職員にその重要性を周知するための活動を行っている。今後より一層関係

法令の周知や的確な運用を図れるような体制を整備していくことが望まれるが、大学の使命・目的の実現への継続的な努力を行っている。また、教育情報、財務情報もホームページ上で公表されており、適切に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為に基づいて運営されており、理事の選考、理事会招集の手続き等は寄附行為に明記され、適切に機能している。

また、理事会のもとに常任理事会を設置しているほか、諮問会議として「経営諮問会議」「学院運営会議」などを置き、学校法人の課題を日常的に協議し、情報共有できる体制を整備しており、学校法人の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織については、教授会のほかに学長の諮問機関である「大学運営会議」などを設置し、機能的に運用できる体制が整えられている。学部長会などの規定されていない会議体を有効に活用し、さまざまな意見を集約、整理した上で意思決定の手続きに至るよう工夫しているので、今後はより権限と責任を明確にしていくための規定整備が期待される。

学長の職務については、職務分掌内容や権限を明確に規定するなど、大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップが発揮できる体制が整っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事、評議員に各学校の長が就任するよう規定されており、各管理運営機関と各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われている。また、理事会、評議員会のほかに常任理事会が毎月行われており、学校法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。学長をはじめ、教授が理事・評議員にも就任しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映している。より規則に則った運用を徹底していく必要があるものの、理事長、学院長、学長の職務内容・委任内容が明確にされ、協議・連絡もしており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がされている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成のため、統轄本部のもとに学校法人全体の事務体制を構築し、業務執行の管理体制は適切に機能している。また、組織や職務分掌に関する規定において理事長、学院長、学長及び各部署の職務権限や委任事項について明記されており、執行体制は適切に確保されている。委員会制度を廃止し、各部署を課ではなくセンター制とするなど、新たな試みが行われており、今後より精緻な権限の分散と責任の明確化に配慮した組織編制を期待したい。

事務の遂行に必要な職員については人員を確保し、また外部研修への積極的な参加などを推奨しており、職員の資質向上に向けてさまざまな取組みが行われている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

学校法人及び大学は財政立て直しのため改革に着手しており、学生募集における入学者数値目標を設定し、平成 25(2013)年 5 月には学校法人の財務計画として過去 5 年間の財務状況と以後 5 年間の財務の概略を示した収支概略表を作成している。

大学は将来を見据え財政の更なる安定を目指して、学部・学科の改組を行い、平成 27(2015)年 4 月に新たな学部を開設する予定である。人件費の適正化のため事務系職員の人事・給与改定を実施し、今後教員の人事・給与改定も行う予定であり、人件費等固定費の削減により財務の健全化を図っている。

平成 23(2011)年度より長・中期的な経営改善計画に基づきさまざまな取組みを行っており、収入と支出のバランスが保たれるよう、今後数年間のシミュレーションを行い計画的な改善を進めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人は、学校法人会計基準や「梅光学院経理規程」などに基づく会計処理を適正に実施しており、公認会計士監査及び監事監査を行い、公認会計士と理事者、公認会計士と監事の対話を行っている。監事は、理事会及び評議員会に出席し、監査報告書を提出している。

月次決算等について、現在、毎月末に会計システムにより出力される試算表及び毎月末締めめの預金管理表により経理責任者である学院長による確認を行っている。

予算上予備費で対応できない場合には、補正予算を編成し、11 月又は 3 月の評議員会・理事会に諮っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 8(1996)年度に教授会のもとに自己点検・評価委員会を置き、平成 23(2011)年度まで、毎年度同委員会が大学全体の自己点検を統括し、各セクションで独自の自己点検（業務総括）を実施し、報告書を作成している。自己点検・評価について、大学改革の一環として教授会付置の委員会組織を平成 24(2012)年度からは、学長主導による担当責任者制に改めている。

平成 8(1996)年度に、大学基準協会の「相互評価」を受け、平成 15(2003)年に「梅光学院大学自己評価報告書」を作成し、平成 19(2007)年度には当機構の「大学機関別認証評価」を受けるなど、自己点検・評価活動を行っている。

教務システムに連動した IR(Institutional Research)システムを平成 25(2013)年度に導入し、通知やフィードバックが迅速に行うことができるようにしている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「センター事務会議」は、行事、課題等が報告され情報共有されている。自己点検・自己評価の責任者が業務総括を年度ごとに整理してファイルに保管し、要望があれば公開している。

「大学運営会議」などにおいて、毎回、大学関係・募集関係の基礎データを確認し情報共有を図り、その後の戦略に役立てている。

平成 26(2014)年度作成の認証評価のための自己点検評価書については、ホームページへの掲載、理事会・評議員会の構成員への配付を予定している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「経営諮問会議」による外部評価の観点も取入れ、年度末には自己点検・評価が学部や事務組織などから提出され、次年度の改善につなげており、業務総括という形で自己点検・評価を行っている。

平成 25(2013)年度末から平成 26(2014)年度初めにかけて、PDCA サイクルの仕組みを確立させるため、事務組織全体でワークショップ型の研修を行い、次年度の活動目標を設定している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 社会連携活動の教育現場における有機的活用

A-2-① 学生の教育カリキュラムとの連携

【概評】

公開講座やセミナーを統合する生涯学習センター「アルス梅光」を平成 12(2000)年に設立し、大学の知的資源を地域に提供している。地域文化研究所や博物館との共催として講演会なども行っている。「アルス梅光」の「関門おもしろ学」等、地域の文化関連講座等は大学における「地域文化専攻」設置や教養科目の新設など大学教育を活性化している。下関という日本の歴史と深い関わりのある土地柄ということもあり、地域文化関連の活動は特筆すべきである。

子育て支援を通じての地域貢献活動として、「梅光多世代交流支援センター」を開設している。これらの活動は広く市民に認識され地域に定着している。

教員は下関市や周辺の市で審議会等の委員をしており、人的資源を地域に提供している。また、自治体との包括協定による事業に対し、学生のボランティアを単位認定する等、学生の教育カリキュラムと連携しながら地域貢献を行っている。

